［２　略］

３　（その１）の記載に当たっては、次によること。

⑴　「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」、「①のうちないものとされる金額④」及び「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑤」の各欄は、各事業年度又は各連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）の欄の上段は政令第９条の７第17項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和２年旧政令」という。）第９条の７第20項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第９条の７の２第２項の規定による読替え後の政令第９条の７第17項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

［⑵・⑶　略］

４　（その２）の記載に当たっては、次によること。

⑴　「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」、「①のうちないものとされる金額④」及び「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑤」の各欄は、各事業年度又は各連結事業年度の「道府県民税」の欄の上段は政令第９条の７第17項又は令和２年旧政令第９条の７第20項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第９条の７の２第２項の規定による読替え後の政令第９条の７第17項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載し、各事業年度又は各連結事業年度の「市町村民税」の欄の上段は政令第48条の13第18項又は令和２年旧政令第48条の13第21項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の13の２第２項の規定による読替え後の政令第48条の13第18項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

［⑵・⑶　略］

第七号の二様式別表七（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）

［様式　別紙一の二十三　挿入］

第七号の二様式別表七（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）

［様式　別紙一の二十五　挿入］

［第７号の２様式別表７記載要領　略］

第十七号様式別表（用紙日本産業規格Ａ５）（第十条関係）

［様式　別紙一の二十七　挿入］

第十七号の二様式別表（用紙日本産業規格Ａ６）（第十条関係）

［様式　別紙一の二十九　挿入］

第二十号の三の二様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　別紙一の三十一　挿入］

［第20号の３の２様式記載要領　略］

第二十号の四様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　別紙一の三十三　挿入］

［２　同左］

３　（その１）の記載に当たっては、次によること。

⑴　「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」、「①のうちないものとされる金額④」及び「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑤」の各欄は、各事業年度又は各連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）の欄の上段は政令第９条の７第19項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和２年旧政令」という。）第９条の７第20項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第９条の７の２第１項の規定による読替え後の政令第９条の７第19項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

［⑵・⑶　同左］

４　（その２）の記載に当たっては、次によること。

⑴　「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」、「①のうちないものとされる金額④」及び「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑤」の各欄は、各事業年度又は各連結事業年度の「道府県民税」の欄の上段は政令第９条の７第19項又は令和２年旧政令第９条の７第20項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第９条の７の２第１項の規定による読替え後の政令第９条の７第19項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載し、各事業年度又は各連結事業年度の「市町村民税」の欄の上段は政令第48条の13第20項又は令和２年旧政令第48条の13第21項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の13の２第１項の規定による読替え後の政令第48条の13第20項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

［⑵・⑶　同左］

第七号の二様式別表七（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）

［様式　別紙一の二十二　挿入］

第七号の二様式別表七（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）

［様式　別紙一の二十四　挿入］

［第７号の２様式別表７記載要領　同左］

第十七号様式別表（用紙日本産業規格Ａ５）（第十条関係）

［様式　別紙一の二十六　挿入］

第十七号の二様式別表（用紙日本産業規格Ａ６）（第十条関係）

［様式　別紙一の二十八　挿入］

第二十号の三の二様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　別紙一の三十　挿入］

［第20号の３の２様式記載要領　同左］

第二十号の四様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　別紙一の三十二　挿入］